

メタボ税制の必要性

1 メタボ税制とは何か

最近の流行語の一つに、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群：略称「メタボ」）という用語がある。この語は、内臓に脂肪が蓄積した肥満のことと、これが原因となり糖尿病、高血圧等の生活習慣病を引き起こすとされている。厚生労働省の平成17年の国民健康・栄養調査によれば、40歳から74歳まででみると、男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボを強く疑われる者又は予備群と考えられる者に該当すると報告されている。厚生労働省によると、ウエストが男性85センチ以上、女性90センチ以上で、高血圧、高脂血、高血糖の二つ以上に当たる場合はメタボの該当者、一つの場合は予備軍ということである。要するに、メタボは、過食等が原因で入るカロリーが出るカロリーを上回り、その余りが体内に蓄積される、俗に言うところの、食べすぎ、太りすぎということであろうというのが筆者の素人考である。

そこで、本題に入るが、平成20年5月4日の読売新聞朝刊に、「企業所得12兆円、海外滞留、経産相、還流へ税免除検討」という記事が掲載されていた。

その概要は、日本企業が海外子会社を通じて稼いだ所得を日本に戻さない傾向が強く、海外子会社に滞留する資金残高が平成17年末で約12兆円あり、この状態が放置されると国内での研究開発や設備投資に十分な資金が回らず日本の経済に悪影響を及ぼすという懸念があり、その

ためには、海外所得の国内送金に対する課税を免除する方向で政府与党において調整する必要があるということである。

本論冒頭に述べたメタボは健康を害する状態であるが、これを税にたとえると、日本企業は、資金面から、海外で稼得した所得を日本に還流させて資金的にメタボの状況になりなさいという税制が必要という報道である。

また、この報道以外のことであるが、日本銀行による平成17年度の資金循環統計の残高表によれば、家計の現金・預金は771兆円、株式以外の証券は97兆円、株式出資金は178兆円等で、合計が1,506兆円ある。負債額を差し引いてもネットの額は1,115兆円である。株式会社野村総合研究所が平成17年の個人の金融資産保有額を推計した資料によると (http://www.nri.co.jp/news/2006/060905_1.html)、ネットの金融資産1億円以上5億円未満の富裕層マーケットの規模は、平成17年時点で81万3,000世帯あるとされている。

日本企業の話とは別に、個人資産について、多くの金融資産を有する者が存在することが上記の資料から分かる。このような資産の海外流出は、現在では為替管理等の法制で規制する状態になく、税制等の影響次第で海外流出が増加することも想定できるのである。

本論のタイトルは、日本企業は海外からの所得の還流でお腹を膨らまし、個人は、富裕層を日本から海外に移転させずに日本というお腹に溜め込むための税制が必要ではないかという意

Topics of International Taxation

味のもじりでメタボ税制と名づけたのである。

2 メタボ税制が必要となる理由

メタボ税制が必要となる理由の一つは、日本の税負担が諸外国と比べて重いことにある。例えば、法人税では、EUを中心として、法人税の基本税率は20%台の前半に収斂しつつある。我が国の法人税率は30%であり、経済界から税率引下げの要求等が出されているが、国の財政状況等から簡単にこの要求に応じることは難しい状態であろう。

また、個人の相続税等の分野では、米国は、2010年に遺産税の課税がなくなることが決まっている。相続税のない国には、オーストラリア、カナダ等があり、さらに、世界にはタックスヘイブンという法人税、所得税、相続税等のない国もある。個人資産の海外流出については、相続税等のない国に資産を移転させても、日本の相続税等の課税を免れるようには現行の税制はなっていないが（非居住無制限納税義務者に係る規定等により課税となる場合がある。）、贈与税のない国を利用した事例等が生じて裁判になっていることから、このような事態が生じないとは言い切れない。

このような事態の底流には、世界の税制が各國でバラバラな状態であり、これを規制することはできないという現実がある。既に述べたように、世界には、税金のない国、税金の負担が軽い国等が多く存在し、経済のグローバル化の中で、企業は生き残りをかけて税負担の軽い国等に拠点を移すことになる。OECDは、有害な税競争の防止という活動を通じて、先進国からの資本の流出を防止するための施策を講じているが、それぞれの国が為替管理等のバリアーで国際的な資金の移動を禁じていない現状では、

タックスヘイブン等の利用を防ぐ具体的な手段はないといえる。

3 米国の税制改正と我が国の方針性

レーガン政権による税制改革以降、大きな税制改正を行っていない米国は、米国のブッシュ政権が第2期目となる大統領選挙直前の2004年10月22日に税制改正を行っている。この2004年税制改正（American Jobs Creation Act of 2004）は、相当大規模な改正といえる。その改正内容は多面的であるが、その一部は本論でいうところのメタボ税制である。例えば、海外子会社からの所定の配当については、その85%を課税所得から除き、外国税額控除については、控除限度額計算の分類のバスケット数を減らし、控除対象外国税額の繰越期間の延長等を行っている。このような改正は、海外から米国への所得の還流を促進し、米国企業の国際競争力アップを図るための税制面からの強化策である。

我が国は、平成21年度税制改正において、海外からの所得の還流を促進するための外国税額控除制度等の改正を行うことになろう。しかし、他方、相続税の分野では、事業承継税制の改正等による税の減収を補うために、相続税の控除額の引下げを行うのではないかといわれている。これはメタボ税制の方針性とは逆の動きになる。この辺りの議論は今後の課題であろう。

中央大学商学部教授

矢内一好